## 就労選択支援に係る説明会等における質問事項について

番号	質問事項	回答
1	①過去3年間において3人以上、通常の事業所に障がい者を雇用させていること ②障害者就労支援に一定の経験や実績があること ③定期的に自立支援協議会に参加したり、ハローワークへの訪問をしたりして情報収集に努めること 上記項目で条件を満たさない場合はどのようになるか。	①又は②の要件を満たさない場合は、そもそも就労選択支援の実施主体としての要件を満たさず、就労選択支援のサービス指定を受けることができません。 また、③の要件を満たさない場合について、特にサービス指定、報酬上の影響はありませんが、運営指導における指導事項となりますので、当該要件を満たすよう努めてください。
2	就労選択支援事業の指定を受けるためには、どのような職員を配置する必要があるか。	就労選択支援のサービス指定を受けるためには、管理者及び常勤換算方法で利用者の数を15で除して得た数以上の就労選択支援員の配置が必要となります。
3	就労選択支援員養成研修の対面演習が東京会場のみとなっているが、福岡県内で対面演習の開催予定はあるか。 また、本研修については、受講人数の制限が設けられているが、優先的に受講できる基準はあるのか。	現時点で、本県内において就労選択支援員養成研修の対面演習の開催予定はありません。 また、本研修を優先的に受講できる要件等は示されておりません。 なお、本県では県の指定研修事業者である公益社団法人福岡県社会福祉士会が、基礎的研修と同等以上と認められる「サービス管理責任者研修専門コース別研修(就労支援コース)」を開催する予定としています。
4	就労移行支援等事業所の所在地とは異なる場所(例:車で20分程度の場所)で、就労選択支援事業所を開設して よいか	指定要件を満たしていれば、就労移行支援等事業所の所在地とは異なる場所で就労選択支援事業所を開設することは可能です。 ただし、就労選択支援事業所の開設予定地が政令・中核市(福岡市、北九州市又は久留米市)である場合、政令・中核市が指定権者となりますので、各市の障がい担当部局にご相談ください。
5	就労選択支援員の配置については、現行職員での対応は可能か、その場合常勤換算の職員配置数に影響は生じる のか。	就労選択支援事業と一体的に運営される生活介護、自立訓練(機能訓練・生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型・B型事業を行う事業所(以下「生活介護事業所等」という。)に配置される常勤の生活支援員、職業指導員又は就労移行支援員等の直接処遇に係る職員(以下「直接処遇職員等」という。)は利用者に対するサービス提供に支障がない限りにおいて就労選択支援員に従事することが可能です。ただし、直接処遇職員等が就労選択支援員に従事する場合、兼務元の生活介護事業所等の直接処遇職員等としての勤務時間は就労選択支援員に従事する時間を除くものとするため、生活介護事業所等における職員配置に影響が生じることとなります。
6	就労継続支援A型事業所を運営しているが、当該事業が休業中の場合であっても、同事業所にて就労選択支援の指定を受けることは可能か。	指定要件を満たしていれば、就労選択支援事業の指定を受けることは可能です。 ただし、事業所に備えられた備品及び設備等を共用する場合は、共用することにつき、就労選択支援事業のみならず、就労継続支援A型事業が再開した場合においても各々の事業の運営に支障がないことが前提となります。
7	就労選択支援事業所の管理者が就労選択支援員を兼務することは可能か。	各々の業務に支障がない場合、兼務すること自体は可能です。 ただし、管理者として従事する時間と就労選択支援員として従事する時間を従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧 表等において明確に分けていただく必要があります。

<sup>※</sup> 標記説明会等開催後に寄せられた質問事項についても掲載しております。

## 就労選択支援に係る説明会等における質問事項について

;	番号	質問事項	回答
	8	就労選択支援事業の実施主体の要件として「過去3年以内に当該事業者の事業所の合計3人以上の利用者が新た に通常の事業所に雇用されたもの」が定められているが、この「合計3人以上」とは、法人内の複数事業所で3人以上 の実績があればよいか。	個別の事業所にて合計3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用された実績が必要となります。
	9	障がい者支援施設で行う昼間実施サービスとして就労選択支援事業を実施することは可能か。	障がい者支援施設で行う昼間実施サービスとして就労選択支援事業を実施することはできません。